

厚生労働大臣の定める揭示事項

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

入院基本料に関する事項

「急性期一般入院料」の届出を行っております。
一般病棟は、入院患者 10 人に対して 1 名以上の看護職員がおります。なお、時間帯毎の配置人数は別紙の通り各病棟に揭示しております。

D P C 対象病院に関する事項

入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する“D P C 対象病院”となっております。医療機関係数は別紙の通り対応しております。

入院中の食事に関する事項

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食：午前 8 時以降、昼食：午後 12 時以降、夕食：午後 6 時以降）、適温で提供しております。

明細書の発行状況に関する事項

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。
明細書には、使用した薬剤名や行われた検査名が記載されるため、その点をご理解いただき、患者さんご本人以外の方が会計を行う場合、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

保険外負担に関する事項

当院では、文書料金等につきまして実費の負担をお願いしております。料金については、別紙の通りとなっております。なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は一切しておりません。

入院費計算方法について

包括評価算定方式(DPC)

＜包括評価算定方式＞

- 1日当たりの定額の点数を基に、医療費を算出する方式です。
- 1日当たりの点数は、厚生労働省の定める診断群分類の区分ごとに、入院日数に応じて定められています。
- 患者さんの病気・治療ごとにDPCに該当するかを主治医が判断します。
- 診断群分類に該当しない場合は、「出来高算定」となります。
- 入院中に診断群分類が変更になった場合は、退院請求時に前回支払額との差額を精算します。
- 当該入院料については、当院領収書の「入院料欄」に表示しています。

■当院の医療機関係数・・・1.2260

内訳)

・基礎係数	1.0451	・機能評価係数Ⅰ	0.1575
・救急補正係数	0.0010	・機能評価係数Ⅱ	0.0224